

あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会（第3回）

1 日 時 令和6年8月1日（木） 午後3時～午後4時30分

2 会 場 あきる野市役所 504会議室

3 議 事

（1）あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（案）について

（2）地域生活支援拠点等コーディネーターの配置について

4 会議録（概要）

（1）あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（骨子案）について

- ・事務局より資料に基づき説明

- ・質疑応答、意見

（委 員）第1条の目的に面的整備を行う旨が追記されており、全体の内容に問題はないと考える。事業の運営状況の評価、検証については会議体の設置を含め具体的な協議が必要ではないか。

（委 員）評価、検証に係る会議体は、実際に事業を運営する中で適切な手法や会議の開催回数を検討していくことが望ましい。現段階で会議の設置数等の詳細を実施要綱に定めてしまうと、今後の運営に合致しないような事態も生じかねない。実施要綱（案）の年1回以上との表現が妥当と考える。

（委 員）整備済み自治体では、運営の評価、検証をどのような会議体で行っているのかを確認したい。

（事務局）視察した2つの自治体の状況を報告する。一方の自治体ではワーキンググループとして会議を年1回開催し、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、学識経験者でもある自立支援協議会会長がスーパーバイザーとして出席しているとのことであった。もう一方の自治体では自立支援協議会全体会において機能評価を年1回行っている。その他では、23区内の自治体がコーディネーターを専従配置し、事業の実施目標を詳細に定め機能評価も毎月行っていることを確認したが、拠点を設置していても機能評価に至っていないような自治体も複数みられた。

（委 員）厚生労働省の資料からも地域の実情にあった体制整備が重要であることが読み取れる。実施要綱では今後の運営に向け、会議開催回数を含め柔軟性のある記述とすることが適切だろう。

（委 員）目的への面的整備の位置づけの追記に加え、第5条では拠点の5つの機能が具体的に示された。対象者の抽出をはじめ実際の対応は簡単ではないだろう。第6条

でコーディネーターの配置を提示しているが、これまでの会議からあきる野市ではコーディネーターを専従配置する方向にはないと思う。ネットワーク構築が重要だが、そのような場を誰がどのように招集するのかを実施要綱（案）では読み取り難く感じた。対象抽出の手法としても、既存のそうだん部会の活用等、具体的な手法を検討しなければ機能しなくなってしまうのではないか。

（委員）運営状況の評価、検証を年1回以上行うという柔軟性のある表現は妥当と考える。

（委員）第5条1項に掲げられている、緊急時に支援が見込めない家庭を事前に把握・登録する旨の記述について、誰がどのように把握し登録するかは課題は大きいと考える。

（委員）第5条1項は支援の連絡体制を構築し、情報収集していこうとの意志や姿勢を示す位置づけになるだろう。事例があがった際の具体的な支援内容の検討は質の部分になるため、実際の運営の中で生じた課題に基づき検討していくことが必要である。

（委員）実施要綱としては内容の過不足もなくバランスが取れていると思う。評価手法や登録体制といった機能については、手順等を図にすることでイメージの共有に繋がるだろう。

（委員）緊急的に支援が必要な状況において、面的整備の登録をしていない事業所は地域生活支援拠点として協力できないのか。

（事務局）登録事業所に協力を依頼することが優先されるが、対応できる事業所がない場合は登録外の事業所に協力を依頼することも想定される。優先すべき事柄について状況にあわせた検討をしていくことが必要である。

（委員）これまでの協議内容は実施要綱（案）に反映されているものと思われる。本日の委員意見を踏まえ、次回の会議で承認手続きに向け進めていきたい。

（２）地域生活支援拠点等コーディネーターの配置について

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置に関する事務局案として、あきる野市障がい者基幹相談支援センターへ配置する旨を提示。

・質疑応答、意見

（委員）第2回の会議で協議した様に、コーディネーターは3カ所に配置できることが理想。1カ所になるのであれば、どこに配置することが望ましいかを協議したい。

（委員）コーディネーターの配置が専従と兼務のいずれかによっても体制は変わるだろう。

（事務局）コーディネーターについては、第2回の会議で意見があったように、地域生活支援拠点の支援対象者の数や需要が不明確であることから、まずは1カ所からの配置を提案した。

（委員）コーディネーターをまずは1カ所から配置するとの考えは、段階的整備の一

環としての位置づけになるだろう。

(委員) 地域生活支援拠点が大変な事業であり、業務負担を考慮して複数配置が望ましいとの意見に至ったと認識している。コーディネーターに全てを任せるのではなく、市も一緒に動くような体制をとって欲しい。

(委員) 整備済みの自治体のほとんどは基幹相談支援センターにコーディネーターを配置している。基幹相談支援センターの基本的な役割に相談支援体制の構築があり、その上で地域生活支援拠点がある。それぞれが担うべき役割は異なっており、連携が必要。1つの事業所でうまくやれるのか、別々の事業所でやるべきなのか、担うべき役割を整理することが望ましい。

(委員) 基幹相談支援センターへの配置の提案があったが、1事業所だけで簡潔できるものではなく、地域の協力がなければ成り立たないだろう。

(委員) 面的整備型は拠点整備型に比べ短期入所等の調整に困難が見込まれる。コーディネーターの役割について、複数配置であれば分散されるものが、1人になることで集中するような状況になると思われる。負担軽減を担保できるような体制が必要である。

(委員) 段階的整備にあたっては、運営方法の検証が必要である。実施要綱(案)ではそのような場を年1回以上行う旨を定めていることから、状況を把握し定期的に検証していく仕組みが期待できる。

(委員) 段階的整備においては相談と緊急受入れの2つの機能について、地域のネットワーク作りから着手していくことが見込まれる。これまでの協議を踏まえ、コーディネーター配置は1人で良いとは言いがたい。市の職員も状況に応じた対応を行うべきである。整備状況をしっかりと検証し、必要性に応じコーディネーターの配置数を増やすような運用が必要だろう。

(委員) 運用が大切である。各論の中では地域において協力が得られるであろう事業所の見通しを立て、それらを中心とした面的整備を形づくっていくものと思われる。

(委員) 運用が大切であるとの意見に同意する。今後も定期的に見直しをかけ、より良い方向に進めていけると良い。

(委員) コーディネーターは大変で重要な役割である。まずは1カ所に配置し、地域の情勢の把握に努めて欲しい。この配置はあくまでも段階的整備として、実際の運用の中で検証していくことを前提としたい。また、今後の方向性としては会議体の設置や評価の手法も重要であるため検討していきたい。

5 閉 会